

○宇土市工場立地法地域準則条例

令和4年6月20日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域の指定を受けている区域	100分の20超	100分の25超
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域の指定を受けている区域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域又は工業専用地域の指定を受けている区域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	第1種、第2種及び第3種区域以外の区域	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条の表に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、同表に規定するいずれかの区域の割合が最も高い区域における同条の規定を当該敷地の全部に適用する。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第5条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日までに設置されている又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る特定工場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における第1種区域に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における第1種区域に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- 4 第3条の表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の範囲内に存する既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの同条に規定する割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については前2項の規定を準用する。この場合において、第2種区域及び第3種区域については、同項中「0.2」とあるのは「0.1」と、「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、第4種区域については、同項中「0.2」とあるのは「0.05」と、「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。
- 5 附則第2項各号及び第3項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる式において、次の各号に掲げる記号は、当該各号に定める数値を表すものとする。
- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
 - (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 - (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
 - (5) S 当該既存工場等の敷地面積
 - (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
 - (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
 - (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
 - (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
 - (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
 - (11) P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
 - (12) γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合